

公正取引委員会 CPRC

席上配布資料2

第36回公開セミナー

EMCH先生の講演(中国における  
独占禁止法運用について)  
に対するコメント

高岡法科大学 姜 姍

2014年10月24日

# 一、独占禁止執行体制

## 独占禁止委員会(AMC)

商務部(MOFCOM)

反独占局

事業者結合  
審査

独占禁止委員会  
の事務局

国家工商行政  
管理総局(SAIC)

反独占・不正競  
争法執行局

競争制限的協定(価格  
関連を除く)・市場支配的地位  
の濫用行為(価格  
関連を除く)・行政  
権限濫用行為

国家発展改革  
委員会(NDRC)

価格監督検査・  
反独占局

価格に関連する競争  
制限的協定・市場  
支配的地位の  
濫用行為

# 権限:

独占禁止委員会(AMC)  
準立法権、他機関の調整

商務省(部)  
(MOFCOM)  
反独占局

国家工商行政  
管理総局 (SAIC)  
反独占・不正競争  
法執行局

国家発展改革  
委員会 (NDRC)  
価格監督検査・  
反独占局

## 司法権:

行政処罰権、許可権、調査検査権、強制処分権、行政指導権を含む。

国家工商行政管理総局  
反独占・不正競争法執行局

国家発展改革委員会  
価格監督検査・反独占局

### 競争制限的協定

- ① 価格カルテル
- ② 数量制限カルテル
- ③ 市場分割
- ④ 技術制限
- ⑤ ボイコット
- ⑥ 再販売価格維持
- ⑦ その他

### 市場支配的地位の濫用行為

- ① 高価格販売等
- ② コスト割れ販売
- ③ 取引拒絶
- ④ 排他的取引
- ⑤ 抱き合わせ販売等
- ⑥ 価格、その他取引条件  
差別待遇
- ⑦ その他

## 二、独占的協定に関する法運用

**独占的協定**とは、「競争を排除し又は制限する協定、決定若しくはその他の共同行為」と定義されている。

### 1、水平的制限規制

価格カルテルに対する**当然違法の原則**の適用

### 12家日资汽车零部件和轴承企业 因价格垄断被罚约12.4亿元

国家发展和改革委员会8月20日宣布

**对日本**

**八家 汽车零部件企业**

- 日立
- 三菱电机
- 爱三
- 三叶
- 三矢
- 三崎
- 古河
- 住友

**四家 轴承企业**

- 不二越
- 捷太格特
- 精工
- NTN

价格垄断行为依法处罚  
约8.3亿元

约4亿元

**合计罚款约 12.4亿元**

我国反垄断部门迄今为止开出的**最大罚单**

**发展改革委认定**

上述企业达成并实施汽车零部件、轴承的价格垄断协议，**排除、限制了市场竞争**，不正当影响我国汽车零部件及整车、轴承的价格，损害了下游制造商的合法权益和我国消费者利益，违反了我国反垄断法规定。

**涉案企业均提出了整改措施：**

- ① 立即根据中国法律对销售政策和销售行为进行整改
- ② 对公司全体成员进行反垄断培训，确保员工行为符合中国法律要求
- ③ 采取实际行动，消除过去违法行为的后果，主动维护竞争秩序，并惠及消费者

新华社发（大商制图）

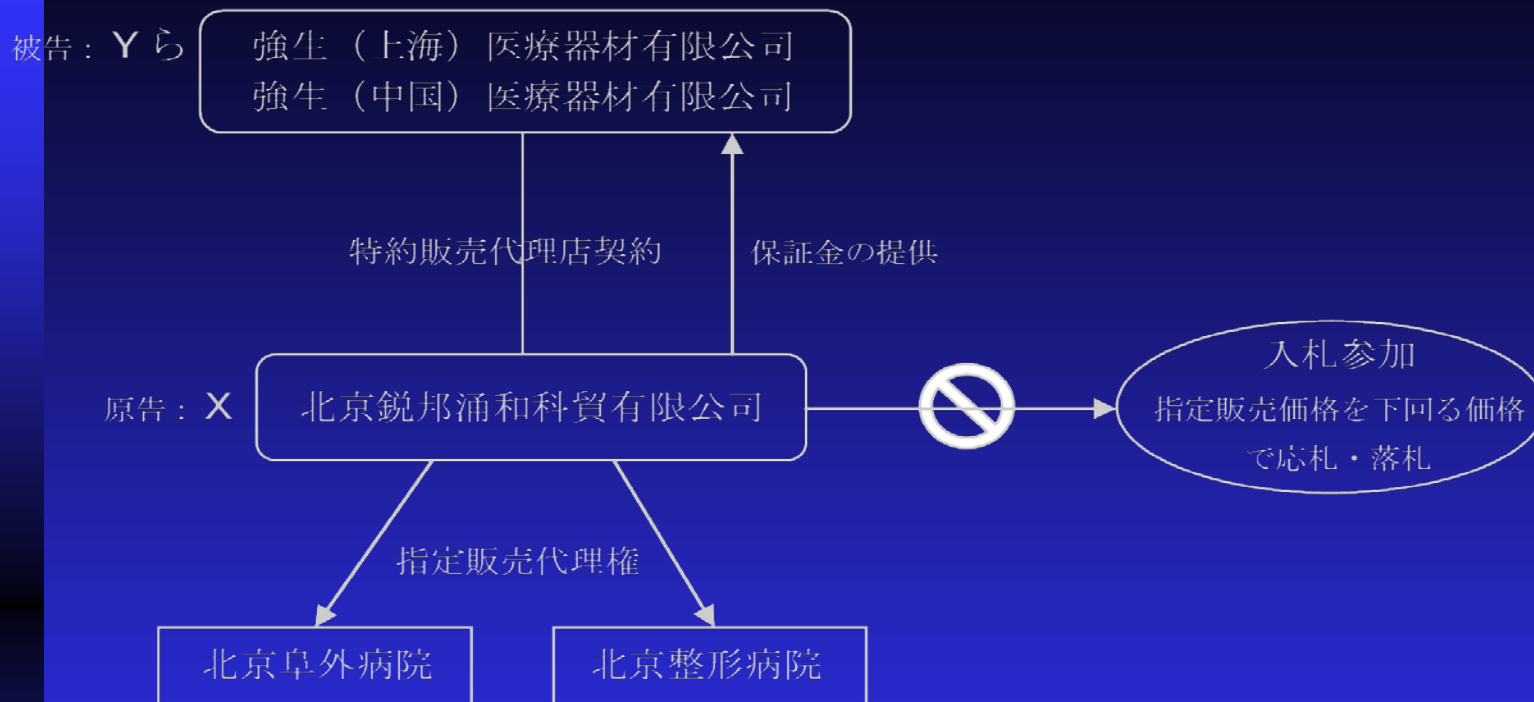
## 2、垂直的制限規制

再販売価格の制限について、現在学界から立法府まで「**合理の原則**」の適用が必要との意見がある。

### 理由：

現在の中国では、家電、医薬品（非処方）、化粧品等の販売においてブランド保護意識の欠如、販売促進方法における認識不足、アフターサービスの悪さ等が存在し、このような未成熟な段階において、再販売価格の制限において当然違法の原則を適用することは、行き届いた販売体制を育成するには不利なことが多いことが挙げられる。

# ジョンソン&ジョンソン事件



一審：請求棄却(2012.5.18)      二審：原告逆転勝訴(2013.8.1)

## 違反性判断基準(二審)：

- ① 係争商品の関連市場における市場競争が十分であるか否か
- ② 市場支配的地位の存否 (ブランド間の競争)
- ③ 再販売価格制限の目的
- ④ 対市場効果(競争を排除し、又は制限する)

### 3、適用法令

#### — 独占禁止法と価格法の適用

**独占禁止法：** 2008年8月1日以降の行為に適用される

**価格法：** 2008年8月1日以前の違反行為にも、それ以降の違反行為にも適用される。

### 4、行政処罰の除斥期間

違反行為が**2年間**発見されなかった場合には、行政処罰を行わない。法律に別途定めがある場合を除く。前項の規定の期限は、違法行為が連続し、又は継続している状態である場合は、行為の終了の日から計算する(行政処罰法(29条))



## 5. リニエンシー制度の運用

- 第1報告者は100%免除(ベアリングカルテル事件)。  
第1報告者であっても必ずしも免除とはならない。  
組織者であっても行政制裁金減免の余地がある(珠海・海砂連盟事件)。
- 調査開始後でも行政制裁金減免の余地がある(液晶パネル国際価格カルテル事件)。
- 再販等垂直制限にもリニエンシー制度の適用対象となる(粉ミルク再販売価格維持事件)。

## 6. 適用除外

- ① 技術の改善又は新商品の研究開発を目的とする協定
- ② 製品の品質の向上、コストの削減、効率の引上げ又は製品の品質規格の統一、若しくは種類別分業の実施を目的とする協定
- ③ 中小企業の経営効率の向上又は競争力の強化を目的とする協定
- ④ エネルギーの節約、環境の保護、救災救済等社会公共の利益の実現を目的とする協定
- ⑤ 経済の不況による、販売数量の著しい減少又は生産の著しい過剰の阻止を目的とする協定
- ⑥ 外国との貿易及び経済上の提携において、正当な利益の保障を目的とする協定、等

適用除外の前提条件： 第①号から第⑤号までに該当する場合、事業者は、当該協定の締結が関連市場の競争を著しく制限しないこと、及び消費者が当該協定によって生ずる利益を受けられることができることを証明しなければならない。

### 三、市場支配的地位の濫用規制

- 一社又は複数事業者が市場支配的地位を濫用する行為は禁止される。
- 禁止の対象となるのは市場支配的地位を有することそれ自体ではなく、その濫用行為であることが明らかである。
- 市場支配的地位の推定(三つの基準)

# 1、関連市場の画定

## 商品市場

- **需要の代替性**として考慮される要素
  - ① 商品の全体的特徴及び用途。
  - ② 商品の価格の違い。
  - ③ 商品の販売経路。
  - ④ その他の要素。
- **供給サイドから**関連商品市場を画定する場合考慮される要素
  - ① 事業者の生産過程及び方法
  - ② 生産転換の難易度
  - ③ 生産転換に要する時間
  - ④ 生産転換の追加的な費用とリスク
  - ⑤ 生産転換後に提供する商品の市場競争力
  - ⑥ 販売ルート、等

# 地域市場

- ・ **需要の代替性**として考慮される要素

- ① 商品価格又は競争関係の変化により他の地域において商品を購入する可能性。
- ② 商品の輸送コスト又は輸送上の特徴。
- ③ 多くの需要者が商品を選択する実際の地域及びメイン事業者の商品の販売分布。
- ④ 関税、地方性法規、環境保護等を含む地区間の取引上の障壁。
- ⑤ その他の要素

- ・ **供給サイドから**関連地域市場を画定する場合考慮される要素

即時性と可能性

## 2、二つの事例の意義

- 中国電信及び中国聯通に関する調査
- ファーウェイ(Huawei)対インターデジタル事件

## 四、事業者結合規制

### 1、審査において主に考慮される要因

#### 市場占有率及び市場集中の度合

- ・ 三菱レイヨンによるLucite社の買収案は64%
- ・ パナソニックによる三洋電機の買収案では、コイン形リチウム二次電池61.6%、民生用ニッケル水素電池46.3%
- ・ ファイザー社によるワイス社の買収案は49.4%（第二位の18.35%との格差が大きいこと、その他は10%以下）

特に、市場集中度の変化について、ハーフィンダール指数を用い、結合後のハーフィンダール指数が2182を超え（増分336）、集中度はかなり高く、市場競争に制限を与えるともみなされた。

## 2、条件付認可の制限条件（救済措置）

- **構造制限**

パナソニック案では、株式譲渡、事業の一部を吸収分割、等。

三菱買収案では、事業の50%の分割、今後5年以内に買収又は工場を新設してはならない。

分割の生産設備、販売、研究開発、顧客、知的財産権の使用許可、又は譲渡先、期限、分割後の独立運営についての具体的制限条件。



## ・ 行為制限

競争者の持株率を増加、又は買収をしてはならない(インベブ社買収案、三菱買収案)

支配株主の持分の変化状況について告知する義務(インベブ社買収案)

商品を提供する際に差別をしてはならない(ゼネラルモーターズ社によるデルファイ社の買収案)

業務の譲り受ける先に一時的な技術的サポート、原材料の調達における協力(ファイザー社買収案)

企業名称の変更(パナソニック案買収案)

国外(日本)資産や業務との関連業務行為(パナソニック買収案)

### 3、市場画定

- パナソニックによる三洋電機買収案の経験  
商品市場の画定：
  - コイン型リチウム二次電池
  - 民生用ニッケル水素電池
  - 車載用ニッケル水素電池

問題解消措置：車載用ニッケル水素電池

## 五. 問題点

- 基準の明確化
- 市場画定
- 詳細な分析
- 結果の公表(公告内容)
- ガイドラインの整備

御清聴ありがとうございました。